

## 兵庫県悪性新生物(がん)登録事業情報等の管理に関する取扱規程

### 1 目的

この規程は、兵庫県悪性新生物(がん)登録事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づきがん登録事業の実施に当たり、登録情報等の管理に関して必要な事項を定めることにより、がん患者やその家族の個人情報の保護を図ることを目的とする。

### 2 がん登録事業に従事する者及び義務

- (1) がん登録事業に従事する者(以下「がん登録従事者」という。)は、以下のとおりとする。
  - ① 兵庫県健康福祉部疾病対策課(以下「疾病対策課」という。)担当職員
  - ② 兵庫県から事業委託された公益財団法人兵庫県健康財団(以下「健康財団」という。)がん登録室(以下「登録室」という。)の職員
  - ③ 兵庫県健康福祉事務所(保健所)、政令市及び中核市(以下「健康福祉事務所等」という。)の死亡小票を取り扱う担当職員
- (2) がん登録従事者は、関係法令を遵守し、業務上知り得た個人及び医療機関等に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同じとする。
- (3) がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者又はその家族と接触してはならない。

### 3 登録情報の収集

- (1) 医療機関は、実施要領に基づき兵庫県悪性新生物患者届出票(以下「届出票」という。)を健康財団登録室に届け出るにあたり、郵送又は電子媒体により提出することができる。ただし、院内がん登録システム等を利用し、地域がん登録に必要な電子データを出力し、電子媒体により提出する場合は、円滑な運用を図るため健康財団登録室と事前調整するものとする。
- (2) がん登録従事者は、実施要領4(7)に定める採録を医療機関に出張して行う場合は、あらかじめ対象となる医療機関に依頼し、その承認を得た上で、届出票に必要な事項のみを収集するものとする。
- (3) 死亡小票(以下「死亡転写票」という)と届出票を照合し、その結果届出されていないものについては、医療機関に調査(「遡り調査」)を依頼するものとする。

### 4 届出内容に関する医療機関への照会

登録作業を行うに当たり、届出票記載事項に関して、届出票を提出した医療機関への問い合わせが必要な場合は、原則として文書により照会するものとする。

ただし、電話により照会する場合は、通話の相手ががん登録担当者であることを必ず確認した後に行うものとする。

### 5 安全管理措置

健康財団登録室の職員は、厚生労働省第3次対がん総合戦略研究事業「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班が定める地域がん登録における安全管理措置方針

を遵守し、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 登録情報の管理

① 届出票及び死亡転写票等の管理

ア 届出票及び死亡転写票等の受け入れについては、必要な確認措置を講ずるとともに、処理後はキャビネット等に施錠して保管する。

イ 死亡転写票が不要となった場合は、速やかに裁断又は焼却により廃棄する。

② 出力帳票の管理

ア 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票は、キャビネット等に施錠して保管する。

イ 不要となった出力帳票は、速やかに裁断又は焼却により廃棄する。

③ 電子媒体に記録された情報の管理

ア コンピュータ処理用に登録情報を記録した USB メディア、CD-ROM など電子媒体（以下「登録情報記録媒体」という。）は、キャビネット等に施錠して保管すること。

イ 登録情報記録媒体に記録された情報が不要になった場合は、速やかに消去し、破壊する。

④ ドキュメントの管理

システム設計書、操作手順、プログラム説明書等のドキュメントは、キャビネット等に施錠して保管する。

(2) コンピュータの使用

① 登録情報の入力、出力処理のためのコンピュータは、健康財団登録室に設置されたもののみとする。

なお、当該コンピュータは通信回路・ネットワークによる外部のコンピュータシステムなどと結合してはならない。

② コンピュータの端末操作は、健康財団理事長から指示された者以外が行ってはならない。

(3) 健康財団登録室の入室の管理

健康財団登録室以外の者が登録室に立ち入る場合は、健康財団庁舎管理者の承認を得るものとする。

6 他都道府県がん登録室への情報提供等

(1) 兵庫県外に住所を有する者にかかる届出票が医療機関から提出された場合は、登録を行わずに当該住所地を管轄する都道府県がん登録室に届出票を送付するものとする。この場合において、記録の追跡できる送付方法によることとし、また、提供した届出票の情報の管理を適正に行う旨を記載した受領書(様式1)の提出を求める。

(2) 他都道府県がん登録室から兵庫県在住の患者に係る情報提供が提供されたときには、管理方法の指定がない限り県内医療機関から提出された届出票と同様に管理する。

7 登録の拒否及び登録情報の削除

(1) 本人関与の仕組み

① 登録拒否の申し出

がん登録される前に、本人から医療機関に対して、がん登録を拒否する旨の申し出

があった場合は、当該本人が識別できる情報の登録を行わないものとする。

② 登録削除の申し出

本人から県に対して、がん登録を削除してほしい旨の申し出があった場合は、本人であることを確認した上で、当該本人が識別できる情報を削除するものとする。

(2) 登録拒否の申し出があった場合の対応

本人からがん登録を拒否する旨の申し出があった場合、医療機関は届出票のうち次の項目を空欄にして健康財団登録室に提出する。

ア 「氏名」

イ 住所のうち郡市区町村の名称を除いた「市町村内の町又は字以下の表示」

ウ 生年月日の「日にち」

(3) 登録削除の申し出があった場合の対応

① がん登録情報の削除を申し出る者は、県あて、登録情報削除申出書(様式2)を提出するものとする。

なお、健康財団登録室に申出書が提出された場合は、健康財団登録室は速やかに疾病対策課に転送するものとする。

② 申し出者は、(3)①により登録情報削除申出書を提出するに当たって、運転免許証、健康保険の被保険者証等、自己が当該申し出に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提示する。

③ 県は、登録情報削除申出書を受理したときは、健康財団登録室に登録情報のうち、次の項目を削除するよう通知し、健康財団登録室は速やかに削除するものとする。

ア 「氏名」

イ 住所のうち郡市区町村の名称を除いた「市町村内の町又は字以下の表示」

ウ 生年月日の「日にち」

④ 県は、健康財団登録室からの削除報告をもって当該本人に対し、登録情報削除通知書(様式3)により個人識別情報を削除したことを通知するものとする。

(4) 普及啓発

がん患者等の個人情報に関する権利利益を保護する観点から、県、健康財団登録室は、本人関与の仕組みを含めた個人情報の取扱いについて周知を図ることとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。